

議案第 22 号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年墨田区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 1 号中「10 万 4,290 円」を「10 万 4,570 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 6,600 円」を「5 万 6,790 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2,150 円」を「5 万 2,290 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8,300 円」を「2 万 8,400 円」に改める。

別表中

「

7,005 円	8,709 円	11,427 円	12,969 円	15,510 円	16,539 円
6,105 円	7,197 円	8,916 円	10,422 円	11,433 円	11,826 円

」

を

「

7,023 円	8,724 円	11,448 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円
6,117 円	7,215 円	8,937 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円

」

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「旧条例」という。)第11条第2項の規定に基づく介護補償並びに旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

(提案理由)

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、補償基礎額及び介護補償額を改定する必要がある。